

朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 概要

1 目的

地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されることにもない、育児休業の再度取得に関する規定を削除するなど所要の改正を行うほか、国家公務員において育児参加のための休暇の対象期間が拡大されることから、本市においても同様の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和等に係る改正

育児休業の取得回数について、原則2回まで取得できるようになることから、再度取得の要件である育児休業等計画書により申し出た場合の規定を削除する。

(2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和に係る改正

非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業について、取得要件を「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」にその任期が満了することが明らかでない等に改正する。

(現行：1歳6か月に達する日まで)

(3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に係る改正

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日又は2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする等の改正を行う。

(4) 育児参加のための休暇の対象期間の拡大に係る改正

育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日までに拡大する。

(現行：産後8週間を経過する日まで)

3 施行日

令和4年10月1日

担当

総務部職員課人事研修係

電話463-3191